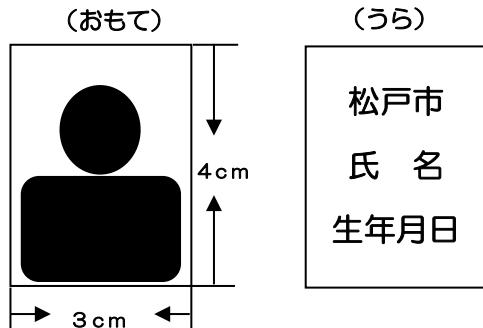


再交付用

身体障害者手帳を再交付する方へ (すでに身体障害者手帳を持っている方)

○申請に必要なもの

- ① **身体障害者手帳再交付申請書**
 - ・氏名は戸籍どおりに記入してください。
- ② **身体障害者診断書・意見書** (紛失・破損の場合は必要ありません)
 - ・体の部位ごとに診断書の書式が異なります。
 - ・身体障害者手帳の指定医師が記載する必要があります。部位ごとに指定医師が異なるため、医療機関へ確認してください。
 - ・診断書の有効期限は、医師の記載日から6ヶ月です。
- ③ **顔写真** (たて4cm×よこ3cm、白黒・カラーいずれも可)
 - ・1年以内に撮影されたもの。1人で写っているもの。スナップ写真不可。
 - ・顔全体と輪郭がはっきり写っているもの。
帽子・サングラス・マスク・加工アプリ不可。
マスクをあごにかけている状態も不可。メガネは可。
 - ・デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したものは、写真用紙に印刷してください。
 - ・裏面に「松戸市」と記入し、その下に「氏名」と「生年月日」を記入してください。
 - ・写真は貼らずにお持ちください。
 - ・現在使用中の身体障害者手帳の写真を使い回すことはできません。
- ④ **個人番号(マイナンバー)がわかる書類(写し可)**
 - ・マイナンバーカード、通知カード、住民票(マイナンバーが記載されているもの)など。



※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、身体障害者手帳とは別の手帳です。身体障害者手帳をお持ちでない方は、新規申請となります。

※申請から手帳交付までは、千葉県の審査会の都合等により、おおむね3~4ヶ月かかります。

〒271-8588
松戸市根本387番地の5
松戸市役所 障害福祉課
電話: 047-366-7348
FAX: 047-366-7613